

# 東北太平洋沖地震で住宅を被災された皆様へ

**住宅相談窓口専用ダイヤル 024-521-7698-7867**

【午前8:30～午後8:00まで】

## 1 双葉郡7町村向け仮設住宅や借上げ住宅の整備について(第1次分)

双葉郡7町村から要請を受けて検討していた応急仮設住宅及び借上げ民間住宅の整備については、設置市町の協力を得て下記の通り第1次分を決定しました。

今後も各町村の要請を受けて順次整備を進めていくこととしています。

なお、これらの住宅に係る入居事務は、県の支援を受けて双葉郡7町村が実施しますので、準備が整った町村から募集案内が公表されます。

要請町村	受入市町		
	応急仮設住宅	借上民間住宅	県営住宅
大熊町	会津若松市(610戸)	会津若松市(510戸) 喜多方市(80戸)	会津若松市(4戸)
浪江町	福島市(400戸) 二本松市(700戸) 桑折町(250戸)	福島市(590戸) 二本松市(60戸)	福島市(33戸)
広野町	いわき市(200戸)		いわき市(5戸)
富岡町	郡山市・三春町(500戸)	郡山市(1,500戸)	郡山市(7戸)
川内村	郡山市(150戸)	郡山市(150戸)	
楓葉町	会津美里町(550戸) いわき市(240戸)	会津若松市(150戸)	会津若松市(4戸) いわき市(6戸)
葛尾村	三春町(400戸)		
合計: 7,099戸	4,000戸	3,040戸	59戸

## 2 県内で仮設住宅等の募集を開始した市町村

市町村名	期 間	連 絡 先 等	そ の 他
い わ き 市	3/28～4/8	0246-21-3720・3723・3724	借上げ住宅（募集終了）
伊 達 市	4/4～4/13	024-577-3147 -3175	市営住宅
新 地 町	4/7～4/15	0244-62-2113	応急仮設住宅
福 島 市	4/7～4/末日	024-525-3757	借上げ住宅
桑 折 町	4/7～4/13	024-582-2127 -2111	応急仮設住宅
白 河 市	4/5～4/20	0248-22-1135	応急仮設住宅 借上げ住宅
富 岡 町	4/6～	024-946-8813	借上げ住宅
川 内 村	4/7～4/18	024-946-3378 -8828	応急仮設住宅 借り上げ住宅
須 賀 川 市	4/15～4/24	0248-75-1111	応急仮設住宅
西 郷 村	4/13～4/20	0248-25-1117	応急仮設住宅

※ 上の市町村以外では募集方法等を現在検討していますので、決定次第、速やかに公表します。

## 3 被災者生活再建支援制度

地震や津波など自然災害により、住宅が全壊又は大規模半壊した世帯に対して、再建支援金を支給する制度です。この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（「被災世帯」）に被災者生活再建支援金（「支援金」）を支給し、生活の再建を支援するものです。

支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（いずれも世帯人数が複数の場合）となっています。

**(財)都道府県会館 被災者生活再建支援基金部 TEL 03-5212-9111**

## 4 災害復興住宅融資等のご案内

独立行政法人住宅金融支援機構では、地震、台風、豪雨などにより、被災された方へ被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

**独立行政法人住宅金融支援機構 TEL 0120-086-353(被災者専用ダイヤル)**